

平成27年12月22日

米原市議会議長 北村 喜代信 様

提出者 米原市議会議員 藤田 正雄
賛成者 " 清水 隆徳

所得税法第56条の廃止を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

意見書第3号

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小業者は、地域経済を支え、地域の安全、伝統文化の継承、コミュニティ作りに貢献されてきました。

しかし中小業者を支える家族従業者の「働き分」は、所得税法第56条「配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていません。

控除されるのは、配偶者が年86万円、それ以外の親族は年50万円で、最低賃金にも満たさない額です。このことが、後継者不足にもつながっています。

パソコン会計の普及などで青色申告と白色申告に実質的な差異はなくなっており、全ての事業者に記帳が義務付けられたことから、青色申告普及への優遇措置の存立根拠もなくなってきています。

世界の主要国では、青色・白色の区別なく、家族従業者の給料を経費とするのは当然のこととされています。

よって、政府におかれては、所得税法第56条を廃止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

滋賀県米原市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

財務大臣

法務大臣